平成21年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成21年6月24日(水)

議事日程(第5号)

平成21年6月24日午前10時開議

日程第 1 委員長報告 議案第44号ないし議案第46号

請願第1号ないし請願第3号

日程第 2 議員提案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書の提出について

日程第 3 議員提案第2号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出について

追 加 日 程 議員提案第3号 「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告(質疑・討論・採決)

日程第 2 議員提案第1号(提案理由説明・採決)

日程第 3 議員提案第2号(提案理由説明・採決)

追 加 日 程 議員提案第3号(提案理由説明・採決)

出席議員

議	長	黒	沢	義	久	君	副	議長	茅	根		猛	君
	1 番	木	村	郁	郎	君		2番	深	谷		涉	君
3	3番	鈴	木	=	郎	君		4番	荒	井	康	夫	君
	5番	益	子	慎	哉	君		6番	深	谷	秀	峰	君
7	7 番	平	Щ	晶	邦	君		8番	成	井	小ス	息	君
9	9番	福	地	正	文	君	1	0番	高	星	勝	幸	君
1 2	2番	菊	池	伸	也	君	1	3番	関		英	喜	君
1 4	4 番	片	野	宗	隆	君	1	5番	平	Щ		伝	君
1 6	5番	Щ	П	恒	男	君	1	7番]]]	又	照	雄	君
1 8	3番	後	藤		守	君	2	0番	小	林	英	機	君
2 ′	1番	沢	畠		亮	君	2	2番	$\dot{\underline{\nabla}}$	原	正	_	君
2 3	3 番	梶	Щ	昭	_	君	2	4番	高	木		将	君
2 5	5 番	生田	目	久	夫	君	2	6番	宇	野	隆	子	君

説明のため出席した者

 市
 長
 大久保
 太
 一
 君
 副
 市
 長
 梅
 原
 勤
 君

 教
 育
 長
 小
 林
 啓
 君
 総
 務
 部
 長
 川
 又
 善
 行
 君

政策企画部長			; <u> </u>		幡		治	君	市民生活部長			五十嵐			修	君		
保健福祉部長			糾	B	引		優	君	産	業	部	長	赤	須	_	夫	君	
建	設	部	長	富	Ī	田	広	美	君	会割	計會	雪 理	者	大	森	茂	樹	君
水	道	部	長	高	5	橋	正	美	君	消	ß	方	長	菊	池	勝	美	君
教	育	次	長	相	Į K	本	洋	治	君	福祉	上事	務所	f長	深	澤	菊	_	君
秘	書	課	長	Ц	1	崎	修	_	君	総	務	課	長	Ш	上	明	文	君
監	查	委	員	棔	ì	Щ	直	弘	君									

事務局職員出席者

事務局長 時野谷 彰 副参事兼総務係長 吉成賢 一次長兼議事係長 菊池 武

午前10時開議

議長(黒沢義久君) ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって,定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(黒沢義久君) ここで、副市長から6月18日の平山晶邦議員の議案第46号の質疑に対し答弁の訂正をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長(梅原勤君) 議長よりお許しをいただきましたので,発言をさせていただきます。

6月18日の平山晶邦議員の議案質疑の中で,私の答弁が誤解を招くものとなったことにつきまして、改めて真意のほどを述べさせていただき、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

公民館のエアコンの設置に係る補正予算について,予算計上段階で十分な精査ができていなかったとの発言は,ご審議をいただく案件についての発言として不適切な発言であり,誤解を招くこととなりましたことについておわびを申し上げ,次のように訂正をさせていただきたくお願いをいたします。

「エアコンの設置に係る予算の計上につきましては,短い期間での精査であったため,1社の見積もりを徴し,それに基づいて設計委託料,工事費の精査をし計上額の算定をいたしたところであり,今後,入札に付すための業務委託設計書の作成に係る精査及び工事費の精査を行うに当たり,さらに複数社の見積もりを徴し,精査の精度を高め,適切に執行してまいります」とさせていただきたいと思います。

また,ご質疑の中で,エアコンの設置対象の部屋の床面積と工事費との整合性についてのご理解をいただける答弁となっておりませんでしたことについて,改めて説明をさせていただきたい

と思います。

14の公民館は、設置対象の部屋の床面積が最大で45.2坪。3館を初め、最小で9.2坪の1館まで、それぞれに異なっておりますとともに、それに伴う工事のあり方やエアコンの設置台数等にも差異がありますことから、平均的な工事費として申し上げることができなかったことをご理解賜りとう存じます。

なお,他の案件についても精査不足ではないかとの疑問を抱かれるおそれもございますことから,それぞれの案件についてはこれまで精いっぱいの精査をしてきたものであることを申し添えさせていただきます。

議長(黒沢義久君) 本日の議事日程は,お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長(黒沢義久君) 日程第1,委員長報告を行います。

議案第44号から議案第46号及び請願第1号から請願第3号,以上6件を一括議題とし,各常任委員会の審査の経過並びに結果について,各常任委員長報告を求めます。

総務委員長菊池伸也君の報告を求めます。12番菊池伸也君。

〔総務委員長 菊池伸也君登壇〕

総務委員長(菊池伸也君) ただいま議長から発言の許可をいただきましたので,総務委員会の審査の結果について,お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告をさせていただきます。平成21年第4回常陸太田市議会定例会において,本委員会に付託された事件について,審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号,件名,審査結果の順にご報告いたします。

議案第46号平成21年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について,原案可決すべき ものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 次,文教民生委員長山口恒男君の報告を求めます。 1 6 番山口恒男君。

〔文教民生委員長 山口恒男君登壇〕

文教民生委員長(山口恒男君) 文教民生委員会の審査の結果について,お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。なお,請願第1号については,平成21年第2回定例会において継続審査となっておりました請願でございます。平成21年第4回常陸太田市議会定例会において,本委員会に付託された事件について,審査の結果を常陸太田市議会会議規則第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号,件名,審査結果の順にご報告いたします。

請願第1号介護保険に関する請願,不採択とすべきものと決定。

請願第2号「気候保護法(仮称)」の制定を求める請願,採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 次,産業水道委員長川又照雄君の報告を求めます。17番川又照雄君。

〔 産業水道委員長 川又照雄君登壇〕

産業水道委員長(川又照雄君) 産業水道委員会の審査の結果について,お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成21年第4回常陸太田市議会定例会において,本委員会に付託された事件について,審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号,件名,審査結果の順にご報告いたします。

議案第44号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。 請願第3号農地法の「改正」に反対する請願,不採択とすべきものと決定。

以上,ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 次,建設委員長成井小太郎君の報告を求めます。8番成井小太郎君。

〔建設委員長 成井小太郎君登壇〕

建設委員長(成井小太郎君) 建設委員会の審査の結果について,お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成21年第4回常陸太田市議会定例会において,本委員会に付託された事件について,審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号,件名,審査結果の順にご報告いたします。

議案第45号常陸太田市道路線の変更について,原案可決すべきものと決定。

以上,報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長(黒沢義久君) これより討論を行います。

請願第1号及び請願第3号について,討論の通告がありますので,発言を許します。

26番宇野隆子君。

[26番 宇野隆子君登壇]

26番(宇野隆子君) 日本共産党の宇野隆子です。私は,請願第1号介護保険に関する請願及び請願第3号農地法の「改正」に反対する請願,この2件の請願についての委員会不採択に対して反対の討論を行います。

請願第1号介護保険に関する請願は,先ほど委員長から報告があったとおり継続審査となっていたものです。請願事項は5項目あり,介護度を低くする2009年4月の要介護認定設定基準変更を中止することを初めとして,介護報酬の引き上げは3%にとどまらず,さらなる引き上げ

を行うこと。介護労働者の賃金を大幅に引き上げ,処遇改善を行うことなどが挙げられております。いずれも請願趣旨で述べられているように,介護保険制度はだれもが安心して利用でき,安心して働ける職場づくりになるよう力添えを心からお願いいたしますとなっております。

3月定例会の委員会審査では,2009年4月からの介護保険改定,特に要介護認定設定基準変更を中止することとある事項に対しては,次のような意見が出されました。「介護度が低くのなるのではと言われておりますが,本当にそうなのかどうか確認すべき」という意見や,「介護労働者の実態はよくわかっている。認定設定基準変更を中止することに対しては異論がある」,このような意見です。そこで,認定基準の変更によって介護度がどう変わるのか,状況を見ようということで継続になったわけです。

ところが,今回の意見では,「要介護認定基準変更の中で介護制度が4月1日から既に始められており,それを中止するのはいかがなものか」という意見。また,利用者の施設不足を解消するための特養などの施設増設に対しては,本市で新しく100床の施設,これは老健施設西山苑での建設を指していると思いますが,この施設ができるので,「ある程度施設不足は解消されるのではないか」,こうした意見が出され,反対多数で不採択となりましたが,介護現場がこのままでいいのか,これで国民の不安にこたえられるのか。私は,だれもが安心して利用でき,安心して働ける公的介護制度の実現のために,議員各位の立場の違いを超えた協同を呼びかけ,介護制度の抜本的な見直しを求めたいと思います。

請願事項は,先ほども述べましたが,5項目あります。そのすべてが願意妥当であると思います。私はさらに,5項目の幾つかの中身についてもう少し述べたいと思います。

介護報酬の問題についてですが,国はこれまで2度にわたり介護報酬を4.7%引き下げてきました。そのため,介護労働者の労働条件は悪化し続け,深刻な人材不足が常態化し,厚労省の調査では,介護労働者の離職率は21.6%で全産業より約5%も多く,介護施設の職員の給与水準は全労働者平均の60%程度となっております。

このままでは介護そのものが成り立たないと国民的な声が広がる中で,国は介護報酬の3%増を打ち出しました。しかし,実際は介護労働者の処遇改善にはほど遠いものです。なぜなら,今回の介護報酬アップは,在宅サービス分が1.7%,施設サービス分は1.3%と分けられているために,介護報酬がそのまま3%アップするわけではないことと,そして基本報酬そのものも上げずに,事業所への加算の新設や要件緩和が中心となっているために,介護労働者の給料が増えるわけではありません。介護報酬の事業所加算を受けるためには,常勤者や3年以上の勤続者,介護福祉士が一定以上配置されていることなど,厳しい条件が課されております。そのため,厚労省も3割から4割の事業所が介護報酬の加算が受けられないと説明をしているほどです。

また、ホームヘルパーの問題です。ホームヘルパーは、介護仕事に欠かせない移動時間や記録 作成、研修参加の時間は介護報酬に盛り込まれていないことが低賃金の原因となっております。 2004年に、これらを労働時間として把握することとする労働基準法遵守の通達が出されまし たが、今回も介護報酬の対象になりませんでした。

このように,今回の介護報酬の引き上げは,介護労働者の処遇改善としては不十分です。介護

保険料と利用料の負担増にならないように,公費を投入して介護報酬の5%以上の引き上げを行うことが必要です。

また,厚労省は4月から要介護認定において,変更した新しい基準とコンピューター判定システムを導入を実施しました。関係者から介護度を低くし,サービスを抑制するものだと実施の中止を求める声が今でも上がっております。介護認定は,認定調査員の聞き取り調査の結果をコンピューターに判定させる一次判定と,調査項目と主治医の意見書などをもとに認定審査会で決定する二次判定が行われますが,今回の新基準では,調査項目が現行の82項目から,認知症にかかわる項目等を除外し74項目に削減されたり,判定する基準も大幅に変えられました。

今までは,例えば寝たきりの人については全介助でしたが,新基準では寝たきりの人は移動する必要がなく,介助する必要なしとして自立とされます。そして,認知症のため必要のないものを大量に購入したりする場合は一部介助だったのが,新基準では無駄な買い物をしているか,適切な財産管理をしているか,こうしたことは問わないとするために,資質が不適切でも自立とされます。

こういった基準の改悪によって、聞き取り調査で「自立」や「できる」が増えれば、コンピューターによる一次判定で要介護度が急激に下がってしまい、必要なサービスが受けられなくなります。また、今までは認定審査会で行っていた要介護1と要支援2の振り分けもコンピューターが行うようになり、認定調査会に提出する資料も減らされております。厚労省の不十分なモデル調査でも2割の人が現行より軽度に認定されるとしております。

全日本民医連が行った調査で、先天性の股関節症などがある68歳の女性は、要介護1から要支援2に下がるために週10回のヘルパーを週3回に減らさざるを得なくなり、生活が成り立たなくなるケースも出ております。

新基準の見直しを求める世論が広がる中で厚労省は見直し策を発表しましたが、「自立」や「できる」という表現を「介助されていない」に改めるとか、寝たきりの人を自立とする新基準を変えずに、床ずれのために体位変換の介助を受けている場合は全介助とするなどのごく一部にとどまっており、認定結果が本人や家族の介護が必要な状況を反映したものになるとはとても言えないものです。

4月からの基準変更の中で,現在介護保険制度が進められておりますが,要介護認定の改悪は 一たん中止すべきで,意見書を国に上げていくべきです。

請願第3号農地法の「改正」に反対する請願についてです。

6月17日,参議院本会議で農地法改正案が可決,成立しましたが,農外企業や外資までもが 農業への参入を自由化し,やがて大企業の農地所有に道を開くことへの批判が高まっている中で の採決強行となりました。

政府は耕作放棄地の広がりを防止し、食糧供給力の強化を農地法改正の目的としていますが、 石破大臣も農地法を変えても、新たな耕作放棄地は解消できない、耕作放棄地の原因はもうから ないからだと、このような答弁をしております。また、農業に参入している企業代表は、参考人 質疑で条件の悪い農地には参入しないことを繰り返し陳述し、企業の撤退が新たな耕作放棄地を 生み出している実態も明らかになりました。

今回の農地法改悪は,農民が要求,要望したものではなく,財界が主導したもので,世論と国会審議を無視したものだと思います。農業が衰退し耕作放棄地が後を絶たないのは,歴代の自民党政治による農政の結果であり,責任を農地法に転換するのは本末転倒です。

今求められているのは,政府・与党がこれまでの農政の失敗を反省し,食料自給率を向上させる農政に転換することであると思います。そして,農業で生活し,営農が継続できる価格保証を軸にした政策を軸に,担い手の育成,確保,耕作放棄地対策の強化に踏み出すことにあると思います。それはまた,食糧危機への対処と安全安心な食糧の確保,地球温暖化防止と内需型経済への転換にも大きく貢献する道だと思います。家族経営農業を否定して,利潤第一主義の大企業に農業と農地をゆだねることは,農業の多面的役割を放棄し,農業の持続性に重大な障害をもたらし,国民にとって失うものが余りにも大きいことを改めて痛感いたします。

よって、この請願は願意妥当であり、国会では可決されましたが、農地法改正に反対する地方の声として国に意見書を提出すべきです。本請願の産業水道委員会での不採択に反対いたします。

以上,請願2件につきまして反対討論といたします。

議長(黒沢義久君) 以上で討論を終結いたします。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正については,委員長報告のとおり,原 案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議案第44号については,原案可決することに決しました。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

議案第45号常陸太田市道路線の変更については,委員長報告のとおり,原案可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(黒沢義久君) 起立多数であります。よって,議案第45号については,原案可決することに決しました。

議長(黒沢義久君) お諮りいたします。

議案第46号平成21年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)については,委員長報告のとおり,原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議案第46号については,原案可決す

ることに決しました。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

請願第1号介護保険に対する請願については,委員長報告のとおり,不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(黒沢義久君) 起立多数であります。よって,請願第1号については,不採択とすることに決しました。

議長(黒沢義久君) お諮りいたします。

請願第2号「気候保護法(仮称)」の制定を求める請願については,委員長報告のとおり,採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,請願第2号については,採択とすることに決しました。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

請願第3号農地法の「改正」に反対する請願については,委員長報告のとおり,不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(黒沢義久君) 起立多数であります。よって,請願第3号については,不採択とすることに決しました。

日程第2 議員提案第1号

議長(黒沢義久君) 次,日程第2,議員提案第1号北朝鮮の核実験に抗議する意見書の提出 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番(後藤守君) お許しをいただきましたので,議員提案第1号について,配付された文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第1号北朝鮮の核実験に抗議する意見書の提出について,上記について別紙のとおり決議し,地方自治法第99条の規定により政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成21年6月24日提出。提出者,常陸太田市議会議員後藤守。賛成者,常陸太田市議会議員益子慎哉,同じく梶山昭一,同じく立原正一,同じく小林英機,同じく川又照雄,同じく山口恒男,同じく荒井康夫。

提案理由ですが,政府においては,国際社会と協調し,北朝鮮に対し核兵器開発の中止と核の

放棄を求めるための断固たる行動をとるよう意見書をもって要望するものであります。

次のページに参りまして,北朝鮮の核実験に抗議する意見書(案)。北朝鮮は5月25日,国連決議や6カ国協議共同声明,さらには日朝平壌宣言に反して2回目の核実験を強行した。このような北朝鮮の行動は,我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり,極めて憂慮すべきものである。たび重なる核実験は,国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり,唯一の被爆国である我が国としては,決して容認できるものではない。常陸太田市議会は,この暴挙に対し強く抗議する。政府においては,国際社会と協調し北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため,断固たる行動をとるよう強く要望するものです。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成21年6月24日,常陸太田市議会。提出先は衆参両院議長,内閣総理大臣,法務大臣,外務大臣,防衛大臣,国家公安委員会委員長あてとなります。

以上,提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま,議題となっております議員提案第1号については,会議規則第37条第3項の規定 により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが,これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第1号については,委員会の付託を省略することに決しました。

議長(黒沢義久君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第1号北朝鮮の核実験に抗議する意見書の提出については,原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第1号については,原案可決することに決しました。

日程第3 議員提案第2号

議長(黒沢義久君) 次,日程第3,議員提案第2号肝炎対策のための基本法の制定を求める 意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。16番山口恒男。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番(山口恒男君) お許しをいただきましたので,議員提案第2号について,配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出について,上記について 別紙のとおり決議し,地方自治法第99条の規定により政府関係機関に意見書を提出するものと する。平成21年6月24日提出。提出者,常陸太田市議会議員山口恒男。賛成者,常陸太田市 議会議員益子慎哉,同じく宇野隆子,同じく立原正一,同じく関英喜,同じく茅根猛,同じく平 山晶邦。

提案理由でございます。国においては,ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために,肝炎対策のための基本法を早期に成立させるよう意見書をもって要望するものである。次のページに参りまして,肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(案)。我が国のB型,C型ウイルス肝炎患者,感染者数は350万人以上と推定され,国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。多くの患者は,輸血,血液製剤の投与,及び針,筒の連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染した。その中には,医療,薬務,血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており,まさに医原病といえる。

B型, C型肝炎は,慢性肝炎から肝硬変,肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。 肝硬変,肝がんの年間死亡者数は4万人を超え,その9割以上がB型,C型肝炎ウイルスに起因 している。また,既に肝硬変,肝がんに進展した患者は長期の療養に苦しみ,生活基盤を失うな ど,経済的にも多くの困難に直面している。

平成20年度から国の新しい肝炎総合対策(7カ年計画)がスタートしたが,法律の裏づけがない予算措置であるため,実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するためには,肝炎対策に係る基本理念や,国や地方公共団体の責務を定めた基本法,根拠法の制定が必要である。

よって,本議会はすべてのウイルス肝炎患者救済のために,国に対し緊急に次の施策を講ずるよう強く要望するものである。

記。1 ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために ,「肝炎対策のための基本法」を 早期に成立させること。

以上,地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成21年6月24日。提出 先としましては,衆参両院議長,内閣総理大臣,厚生労働大臣あてとなります。

以上,ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については,会議規則第37条第3項の規定により,委員会の付託を省略いたしたいと思いますが,これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第2号については,委員会の付託を省略することに決しました。

議長(黒沢義久君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号「肝炎対策のための基本法」の制定を求める意見書の提出については,原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第2号については,原案可決することに決しました。

議長(黒沢義久君) お諮りいたします。

ただいま,議員提案第3号「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第3号を日程に追加し議題といたします。

追加日程 議員提案第3号

議長(黒沢義久君) 議案を配付いたします。

[事務局議案を配付]

議長(黒沢義久君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番(山口恒男君) お許しをいただきましたので,議員提案第3号について,配付されま

した文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書の提出について,上記について別紙のとおり決議し,地方自治法第99条の規定により政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成21年6月24日提出。提出者,常陸太田市議会議員山口恒男。賛成者,常陸太田市議会議員益子慎哉,同じく宇野隆子,同じく立原正一,同じく関英喜,同じく茅根猛,同じく平山晶邦。

提案理由でございます。国においては温暖化防止に取り組み、持続可能な地域社会をつくり、よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくための法律を制定するよう、意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書(案)。

2008年,京都議定書の第1次拘束期間が始まったが,日本の対策は遅々として進まず,排出量も伸び続けている。一方,年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており,このままでは,将来世代に安全な地域環境を引き継げず,私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは,長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合議された。そのために先進国は2007年のバリ合意に沿って,率先して大幅削減を実現しなければならない。今後,気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには,温室効果ガスの中長期的削減数値目標を設定し,その目標を達成するための政策を包括的,統合的に導入,策定し,施行していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に日本として責任を持って対応するために,まずは京都議定書の6%削減目標を守り,2020年には1990年比30%,2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。また,排出削減の実行性を担保するための制度としてCO2(二酸化炭素)の排出量に応じて課税する炭素税や,排出量の上限を決め,それ以上に減らした企業はその排出枠を売れる排出量取引などの制度を導入することで,炭素にも価格をつけ脱温暖化の経済社会を構築し,再生可能エネルギーの導入の促進となるような固定価格買い取り制度などを実現すべきである。よって,国においては上記の内容を約束する法律の実現を要望するものです。

以上,地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。平成21年6月24日常 陸太田市議会。提出先として衆参両院議長,内閣総理大臣,外務大臣,経済産業大臣,国土交通 大臣,環境大臣あてとなります。

以上,ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(黒沢義久君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については,会議規則第37条第3項の規定により,委員会の付託を省略いたしたいと思いますが,これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第3号については,委員会の付託を省略することに決しました。

議長(黒沢義久君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長(黒沢義久君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第3号「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書の提出については,原案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。よって,議員提案第3号については,原案可決することに決しました。

議長(黒沢義久君) 以上をもって,今期定例会の議事は,すべて議了いたしました。 閉会に先立ち,市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長(大久保太一君) 平成21年第4回の市議会定例会の閉会に当たりまして,一言ごあい さつを申し上げます。

今期定例会は,6月12日から本日まで13日間の会期でございました。その間,繰越明許費に関する報告,条例の一部改正,市道路線の変更,一般会計補正予算など,合わせまして7件についてご審議をいただきました。全案件について原案のとおり可決を賜り,まことにありがとうございました。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして,心から御礼を申し上げます。

審議の過程においていただきました市政全般にわたるご意見やご要望 ,ご提言につきましては , それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして , 適切に取り組んでまいりたいと存じます。

気候的には梅雨の折,皆様にはご自愛の上,ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに, 市政の進展と円滑な運営のために,一層のご支援,ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして,閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長(黒沢義久君) 今期定例会は,6月12日から本日まで13日間,議員各位には,本会議,委員会を通し慎重にご審議を賜り,議事運営にご協力をくださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもちまして,平成21年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

副議長

署名議員

署名議員